

区立保育園の今後のあり方（案）

～未来に向けた区立保育園のあり方と「再整備方針」の見直し～

世田谷区

平成 30 年 11 月

目次

1 未来に向けた区立保育園のあり方と「再整備方針」の見直しにあたって	・・・P 2
2 保育施策の取組みにおける課題	・・・P 5
(1) 保育施設の急増による保育の質の維持・向上	
(2) 子育て家庭への支援の充実	
(3) 児童虐待や子どもの貧困などへの対応	
(4) 配慮や医療的ケアを必要とする児童への対応	
(5) 保育所保育指針の改定を踏まえた乳幼児教育の充実	
(6) 子どもの育ちにおける保育のセーフティネットの体制づくり	
(7) 区立保育園の老朽化への対応と計画的な再整備の実施	
3 未来に向けた区立保育園のあり方	・・・P 10
(1) 未来に向けた区立保育園のあり方と方向性	
(2) 「あり方」の実現に向けて	
4 未来に向けて区立保育園が果たすべき役割（具体的な取組み）	・・・P 12
(1) 保育の質の維持・向上	
(2) より質の高い教育・保育の提供	
(3) 支援が必要な家庭の早期発見及び対応	
(4) 配慮を必要とする子どもや保護者への支援	
(5) 地域子育て支援機能の充実	
(6) 災害時や緊急時におけるセーフティネット	
5 今後の区立保育園の再整備の進め方	・・・P 15
(1) 再整備対象園の選定と整備手法	
(2) 区立保育園の運営にかかる財源や人員の機能転換	
(3) 計画的な個別計画の検討と決定	

1 未来に向けた区立保育園のあり方と「再整備方針」の見直しにあたって

区立保育園は、平成24年2月に策定した「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針（以下、「再整備方針」という）」に基づき、老朽化の進む園舎の建て替えの際に、統合や閉園を図り、現在、10ヶ所の区立保育園を対象に、平成31年度（2019年度）以降、区立拠点園および統合園として5ヶ所に統合する計画を進めているところである。

「再整備方針」では、老朽化する複数の区立保育園を統合し、地域の保育施設の質の向上や在宅子育て家庭への支援等の機能をもつ区立保育園として整備し、その跡地には、引き続き保育需要が見込まれる場合は、私立保育園を整備するとしている。区立保育園と私立保育園それぞれの特長を踏まえた上で、区立保育園の特長を生かした取組みが効率的・効果的に果たせるよう定めたものである。

しかしながら、「再整備方針」の策定以降、未就学児の継続的な人口増加に伴い、認可保育園入園申し込み者数が増加し、区の待機児童数は、全国で最多となった。区では、全力で保育施設の整備、区立保育園の定員の弾力化を含めた保育定員拡充、保育人材の確保や質の高い保育の提供に関する取組みを進めた結果、平成29年4月から待機児童数が減少に転じたものの、依然として待機児童数は高止まりしている。また、「再整備方針」策定時（平成23年4月時点）と比較して、私立保育園は56園から149園（平成30年4月時点）と区立保育園（50園）の3倍の数に急増したことにより、両者の存在感は大きく変化している。

その他にも、子ども・子育て支援新制度や「保育所保育指針」の改定による幼児教育の積極的な位置づけ等の国の保育施策の動向、地域での暮らしを支えるための地域包括ケアシステムの構築等、区の保育施策や区立保育園を取り巻く社会情勢は、多岐に渡って、大きく変化している。

現在、「再整備方針」に定める代替地再整備方式により、10園を5園（うち4園は拠点園）に整備する計画を進めているが、待機児対策や保育施策の充実、行政運営の効率化のために、老朽化の進む区立保育園（築35年以上）を計画的に役割が担える施設に更新するには、代替地（保育施設整備の適地）や閉園時の転園先の確保が課題となっており、再整備の手法についても、一部、検討の必要性が生じている。

また、保育待機児童の解消に向けて、区立保育園においても定員の弾力化等に取り組んできたが、今後、社会情勢等の変化を踏まえた公設の児童福祉施設としての事業を区立保育園が重点的に展開するには、再整備を計画的に実施し、限られた財源や人員を効率的かつ効果的に活用しなければならない。

そこで、来年度から予定されている幼児教育の無償化や都から児童相談所の移管等も見据え、これまでの区議会や昨年度の子ども・子育て会議部会における議論を踏まえて、今年度、区で「再整備方針」を見直し、地域における区立保育園の事業展開や具体的な事業内容、区立保育園の再整備の進め方について、「区立保育園の今後のあり方（案）」として新たに定める。

なお、今後、新たに定めた「区立保育園の今後のあり方」の見直しについては、概ね10カ年を見通して施設の整備や事業の見直しに取り組むこととするが、今後の国の動向や保育需要の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととする。

《参考》

「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針(平成 24 年 2 月策定)」抜粋

I 方針の策定にあたって

2 方針の位置づけ

区では平成 17 年度から 23 年度を計画期間とする従前の行政経営改革計画のもと、5 園の区立保育園の民営化を実施したが、本方針の策定にあたっては、平成 22 年度に外部の有識者に実施いただいた民営化の検証結果も反映している。

今後は本方針を基本とし、概ね 10 カ年を見通して施設の整備や事業の見直しなどに取り組み、現在国で検討されている「子ども・子育て新システム」の動向や今後の保育需要の変化、また本方針に基づく施策の進捗状況などを見極め、必要に応じて改めて検討を行う。

III 区立保育園の役割

4 今後の区立保育園整備の考え方

(1) 保育施設間の連携強化

各保育施設がより密接なネットワークを構築し、きめ細かく地域の保育ニーズに対応していくため、地域内の保育施設をグループ化し、区立保育園はグループ内の子育て支援の充実や保育の質の向上に向けて中心的な役割を担う。

(2) 拠点園の整備

区立保育園の再整備にあたっては、グループ内における区立保育園同士の連携・協力体制や利便性なども考慮しながら配置を見直していくが、保育施設間のネットワークが十分に機能するには、各グループや地域の関係機関との連携調整などの中心的役割を果たす機関が必要となることから、各地域に子育て支援の拠点的機能を持つ区立保育園（＝「拠点園」）を整備する。

IV 区立保育園の再整備にあわせた保育施策の推進

1 今後の保育施策推進の考え方

(1) 基本とする考え方

今後も区立保育園、私立保育園が力を合わせ、在園児だけでなく在宅子育て家庭の支援も含む保育サービスの一層の充実を図り、それぞれがこれまでに果たしてきた役割や特長を踏まえ、区の財政負担の相違も考慮しながら保育施策をより効率的・効果的に推進する。

区立保育園では、在宅子育て家庭に対する支援機能を強化し、地域交流事業や子育てサポートなど既存の取り組みの充実を図るほか、施設の再整備にあわせて子育て支援の拠点となる区立保育園を整備し、地域の保育施設と連携、協働することで保育の質の向上や活性化を図る。また、私立保育園には、引き続き保育需要の増加、多様化に柔軟に対応していただき、それぞれの事業者の理念、特色を活かして保育や子育て支援の充実を図る。

(2) 保育施策を推進するための手法の概要

○老朽化が進む区立保育園を統合、移設もしくは閉園する。

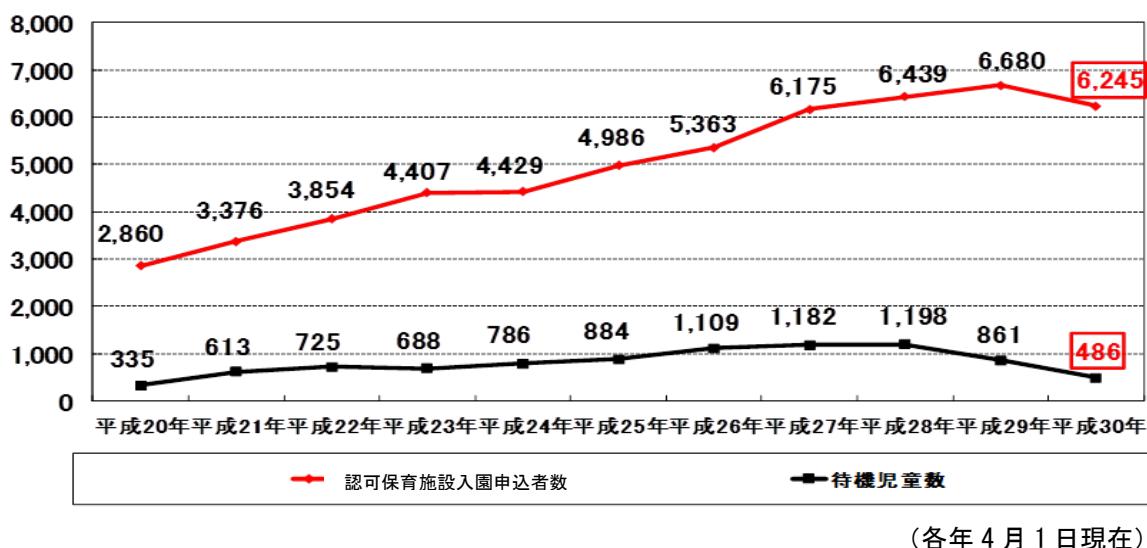
○統合、移設もしくは閉園により生じる区立保育園跡地は、保育需要の状況等を見極めながら、保育施設の再整備を含め、区全体としての有効活用を図る。

○統合、移設等により再整備する区立保育園は、地域の『拠点園』もしくは『サブ拠点園』とすることを基本とし、0 歳児保育、緊急保育などのほか、ひろば事業や巡回指導相談等も実施する。

【待機児童数と保育施設の整備計画】

① 認可保育施設入園申込者数と待機児童数の推移

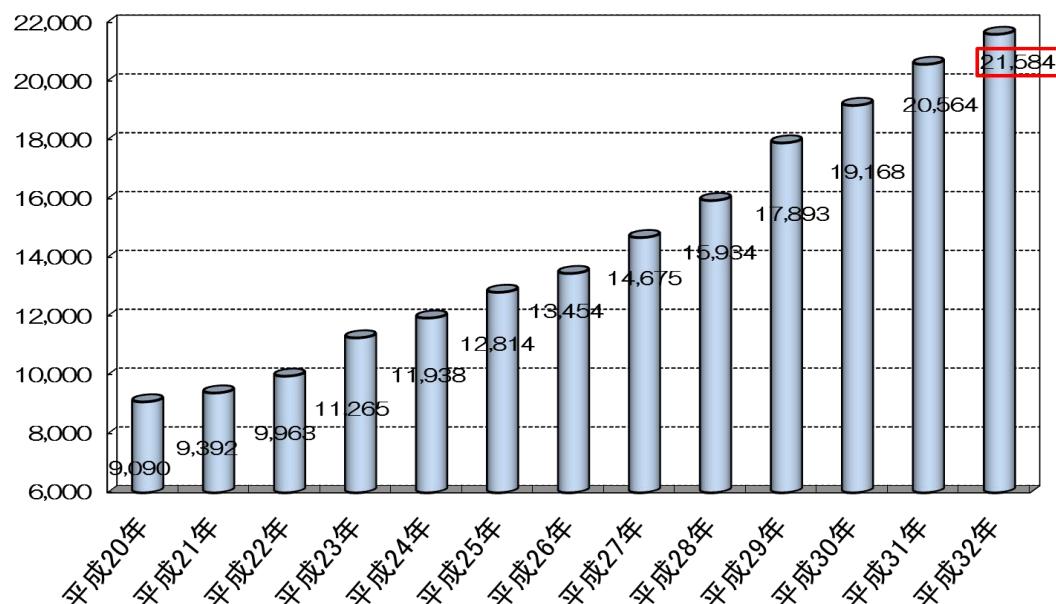
	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
認可保育園入園 申込者数	2,860	3,376	3,854	4,407	4,429	4,986	5,363	6,175	6,439	6,680	6,245
待機児童数	335	613	725	688	786	884	1,109	1,182	1,198	861	486



(各年 4月 1日現在)

② 保育施設定員数の推移と子ども・子育て支援事業計画調整計画

	平成 20年 (2008)	平成 21年 (2009)	平成 22年 (2010)	平成 23年 (2011)	平成 24年 (2012)	平成 25年 (2013)	平成 26年 (2014)	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	平成 31年 (2019)	平成 32年 (2020)
定員数	9,090	9,392	9,963	11,265	11,938	12,814	13,454	14,675	15,934	17,893	19,168	20,564	21,584



(平成 20～30 年度は実績数値、平成 31 年度(2019 年)以降は計画より抜粋)

2 保育施策の取組みにおける課題

「世田谷区子ども計画（第2期）（以下、「子ども計画」という）」では「子どもがいきいきわくわく育つまち」を目指すべき姿とし、「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」、「子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上」、「子どもの生きる力の育み」の3つの重点政策のもと、6つの大項目に施策を分類し計画を構成している。そのうちの一つ「保育・幼児教育の充実」に基づき、（1）保育施設・多様な保育の整備・拡充、（2）保育・幼児教育の質の向上、（3）保育と幼児教育の一体的提供、を3つの柱として保育施策を展開している。

これらの取り組みは着実に実施されてきているところであるが、平成32年（2020年）4月の待機児童の解消、児童相談所の移管等を踏まえ、未来に向けた保育施策を展開する上で、現状における保育施策における課題を整理する必要がある。

子どもやその家庭を取り巻く環境が大きく変化している今般、これら施策の整理にあたり大切な視点は、これまで以上に、「子ども計画」全体を踏まえた施策展開、すなわち、計画でいえば6つの大項目の施策をそれぞれ単体でとらえるのではなく、相互に連携、融合させた施策展開を実施することで、真に求められる児童福祉行政の実現が可能となる。

また、増大かつ多様化する保育需要への的確に対応し、今後も、継続的かつ安定的に保育施策を提供するためには、年数の経過により老朽化した区立保育園の再整備を着実に進め、そこで生み出される財源や人員を必要とされる取組みに充て機能転換を図るなど、効率的かつ効果的に行政運営を推進する視点も不可欠である。

更に、在宅子育て家庭への支援や支援が必要な子ども・家庭へのサポートにおいては、行政や関係機関が一丸となって、すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障することが必要であり、より効果的に施策を展開するためには、「予防型施策」に重点を置き、住み慣れた地域で安心して子育てができるための施策を展開する必要がある。

（1）保育施設の急増による保育の質の維持・向上

平成14年度から保育課（保育士・看護師等）による保育施設への巡回指導相談を実施し、認可外保育施設を含めて助言を行い、必要に応じて指導してきたが、近年、保育施設が急増しており、これまでの体制での対応は困難となりつつある。

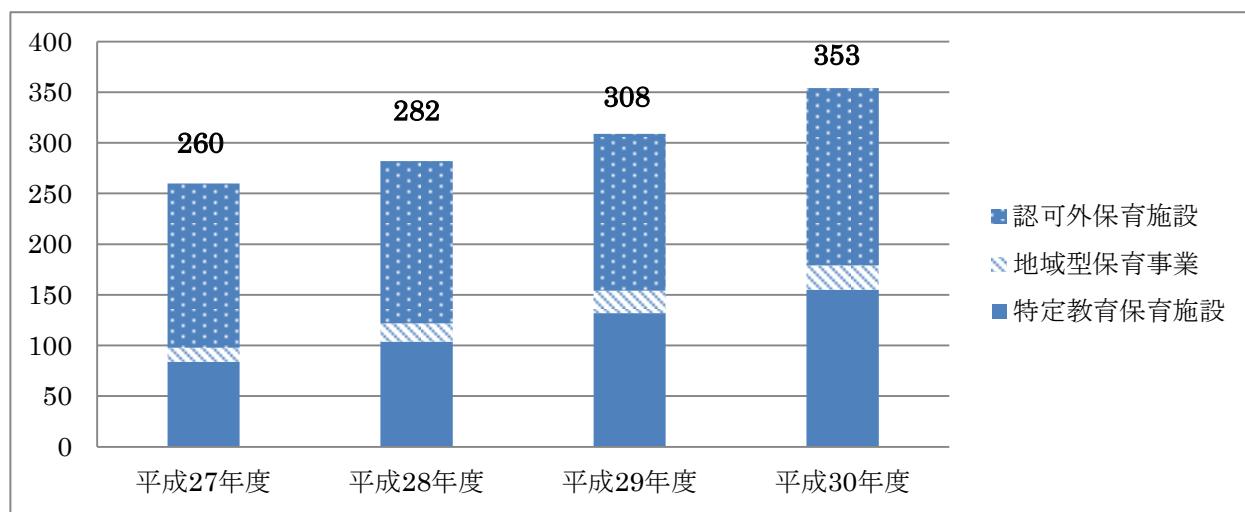
更に、今後、児童相談所の区への移管に伴い、巡回指導相談を実施していない無認可保育施設の指導等も区に移管されることから、対象施設が大幅に増加することも見込まれる。

また、近隣の保育施設が気軽に相談し合える環境づくりも求められる一方で、保育施設の数に地域ごとの偏りが生じてきている状況も踏まえ、現在の「地域保育ネット（保育施設間のネットワーク）」の取組みを更に強化し、すべての保育施設が連携・協力しながら、区全体で「保育の質ガイドライン」に基づく保育の質の維持・向上に努める必要がある。

【保育課による巡回指導相談の実績】

年度	27 年度	28 年度	29 年度
施設数	241	260	271

【区内の民間保育施設数(特定教育保育施設・地域型保育事業・認可外保育施設)】



施設種別／年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合計	260	282	308	353
特定教育保育施設	84	104	131	154
地域型保育事業	14	18	22	24
認可外保育施設	162	160	155	175

【地域別保育施設数(特定教育保育施設・地域型保育事業・認可外保育施設)】(平成 30 年度)

地域	地区	区立 保育園	民間保育施設								計
			私立 保育園	こども園	地域型	保育室	保育 ママ	認証 保育所	無認可		
世田谷※	池尻	2	4				1	1	4	10	
	太子堂	2	5	1	1	1	1	3	5	17	
	若林	1	3		1	1		5	3	13	
	上町	4	5			1	1	4	2	13	
	経堂	2	9		2		1		10	22	
	下馬	2	6	2				1	7	16	
	上馬	1	5		1		2	3	4	15	
	計	14	37	3	5	3	6	17	35	106	
北沢	梅丘	1	3	1		1			5	10	
	代沢	0	2					1	2	5	
	新代田	1	1	1				1	3	6	
	北沢	1	2		1	1		1	1	6	
	松原	1	1			1		1	1	4	
	松沢	1	8					2	5	15	
	計	5	17	2	1	3	0	6	17	46	
	奥沢	2	2				1	1	1	5	
玉川	九品仏	0	2		1	1	1		5	10	
	等々力	1	11			2		1	5	19	
	上野毛	1	3				1	2	2	8	
	用賀	5	11		1	1	1	8	12	34	
	深沢	1	12		1	1		1	5	20	
	計	10	41	0	3	5	4	13	30	96	

地域	地区	区立保育園	民間保育施設							
			私立保育園	こども園	地域型	保育室	保育ママ	認証保育所	無認可	計
砧	祖師谷	0	6					1	1	8
	成城	1	3					1	2	6
	船橋	2	11		4		1	3	4	23
	喜多見	1	5					3	2	10
	砧	2	11		2			1	4	18
	計	6	36	0	6	0	1	9	13	65
烏山	上北沢	3	3						3	6
	上祖師谷	3	7		7			1	1	16
	烏山	4	8		2	1		3	4	18
	計	10	18	0	9	1	0	4	8	40

※その他、区立こども園（太子堂地区）1あり

(2) 子育て家庭への支援の充実

地域コミュニティの希薄化や核家族化などの影響により、身近に子育てに関する相談ができる相手がいないため、子育ての悩みや不安を抱え込んでしまう家庭が増加しており、子育て家庭を支える周囲の環境を整える必要がある。

また、区立保育園での地域交流事業や体験保育等の子育て支援事業の利用実績が下がっており、地域の実情や利用者ニーズの現状を的確に把握した上で、既存事業をより必要とされる事業へ転換する等により、子育て家庭を支え、安心して子育てしやすい環境づくりを進める必要がある。

【区立保育園における子育て支援の実績】※「内訳」については重複あり

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
内訳	子育て相談	2,529	2,387	2,184
	入園に關すること	1,444	1,508	977
	基本的生活習慣	676	684	676
	発育・発達	70	71	31
	生活環境	52	34	64
	その他	315	238	217
地域交流	回数	485	508	472
	参加者	6,970	6,912	6,057
	内訳	大人 3,393 こども 3,577	3,319 3,593	2,906 3,151
	体験保育	19	16	4
訪問相談		13	5	6

【区立保育園における緊急・一時保育の実績】

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
緊急保育	延受託日数	3,267	2,379	2,574
	延受託児童数	297	253	281
	死亡・行方不明等	8	0	0
	出産・傷病	198	157	175
	看護(親族)	36	29	16
	災害復旧活動	0	0	0
一時保育	葬祭その他	40	33	45
	就労	11	26	45
	技術修得(就職のため)	1	1	0
	通学	0	0	0
	通院	2	6	0
	看護・介護(親族)	0	1	0
	その他	1	0	0

(3) 児童虐待や子どもの貧困などへの対応

児童虐待通報相談件数が年々増加しており、相談内容も複雑化、深刻化している状況にある。特に困難な課題を抱える子育て家庭を早期に発見し、適切な支援につなぐことが求められている。

また、ひとり親家庭や生活困窮家庭に対しても、地域で孤立しないよう関係機関と連携しながら支援しなければならない。また、児童相談所の移管を見据え、「虐待を未然に防ぐ」予防的な取り組みや子育て力の回復を支援するために、区立保育園が専門性や対応力を更に高め、行政機関としての組織力を発揮し、関係機関と協働・連携しながら、子育て支援を実施する必要がある。

【子ども家庭支援センター事業における保護者等からの相談件数】(実人数)

年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続
合計	1,159	1,312	1,045	1,260	1,126	1,199
内 訳	虐待	737	843	634	786	714
	養護	387	446	389	460	374
	障害相談	0	0	1	0	1
	非行相談	7	4	5	3	9
	育成相談	25	18	15	11	21
	その他	3	1	1	0	7

(4) 配慮や医療的ケアを必要とする児童への対応

区内の認可保育園では、ノーマライゼーションの理念に基づき、集団の中で障害のある児童の保育を実施している。配慮を必要とする児童は、増加傾向にあり、専門機関等と連携しながら、保育を実施している。また、平成30年度から、医療的ケアを必要とする児童の受入を区立保育園で開始している。特別な配慮や医療的ケアを必要とする児童の受け入れを関係機関と協力して進め、そのノウハウを他の保育施設と共有し広めていくことで、保護者の就労を支える体制づくりを推進する必要がある。

【認可保育園における配慮が必要な児童数の推移】※分園は本園に含む

各年 4 月現在		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受入園数 (園)	区立	48	49	42
	私立	57	64	85
児童数 (人)	区立	252	285	115
	私立	162	208	256

(5) 保育所保育指針の改定を踏まえた乳幼児教育の充実

平成30年4月の「保育所保育指針」の改定により、保育所保育に「幼児教育」が積極的に位置づけられ、より質の高い教育・保育を提供しなければならない。

乳幼児期の教育から就学後の子どもの姿を見通した取組みを進め、小学校教育へ円滑に接続できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の関係機関がこれまで以上に連携を図りながら、地域における「子どもの育ち」について、一体的に取り組む必要がある。

(6) 子どもの育ちにおける保育のセーフティネットの体制づくり

保護者の疾病や出産等により緊急で保育が必要となった子ども、不測の事態（大量

退職や事業停止)により事業継続が難しくなった保育施設に通っていた子どもに対し、緊急保育や代替保育を行う等の「保育のセーフティネット」としての役割が求められている。

また、地震や水害等の自然災害を想定し、被災し開園することが困難となってしまった保育施設の子どもや被災した家庭が復興作業により一時的に保育が必要となった子どもへの臨時の預かりへの対応を迅速に行うため、更なる対応力の強化を図る必要がある。

住み慣れた地域において、すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障するという区が果たすべき公的責任において、行政機関の一部である区立保育園が緊急事態に対応するための「保育のセーフティネット」の仕組みを検討する必要がある。

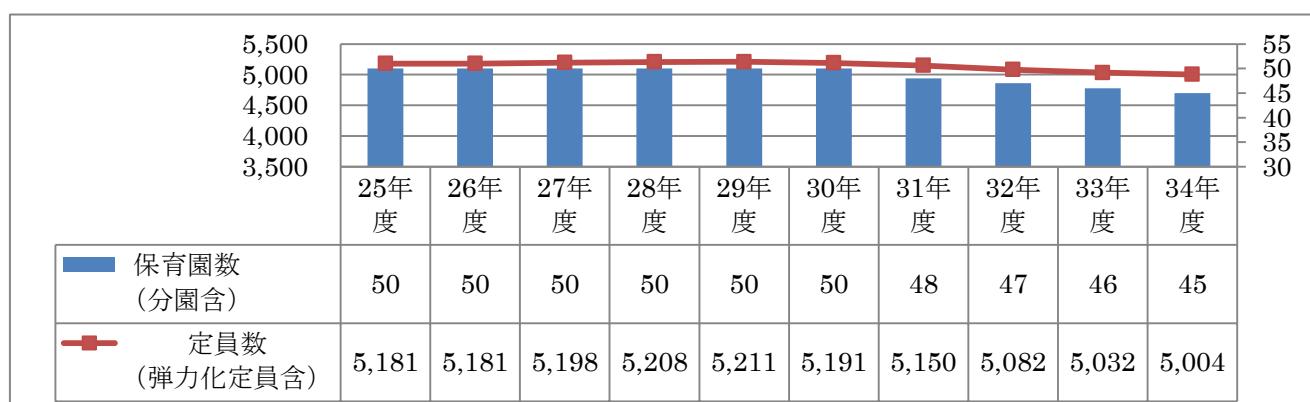
(7) 区立保育園の老朽化への対応と計画的な再整備の実施

現在、「再整備方針」に基づき、平成31年度（2019年度）以降、築35年を越えた10ヶ所の区立保育園を5ヶ所に再整備する計画を進めており、概ね5年後には、区立保育園は45園（分園を含む）になる見込みである。

区立保育園の多くは、昭和40年代から50年代半ばにかけて建設されており、築35年を超える区立保育園は、40園中33園（82%）となっている。引き続き、継続的に運営するには、予防保全型の中長期保全の改修を定期的に行う必要がある。

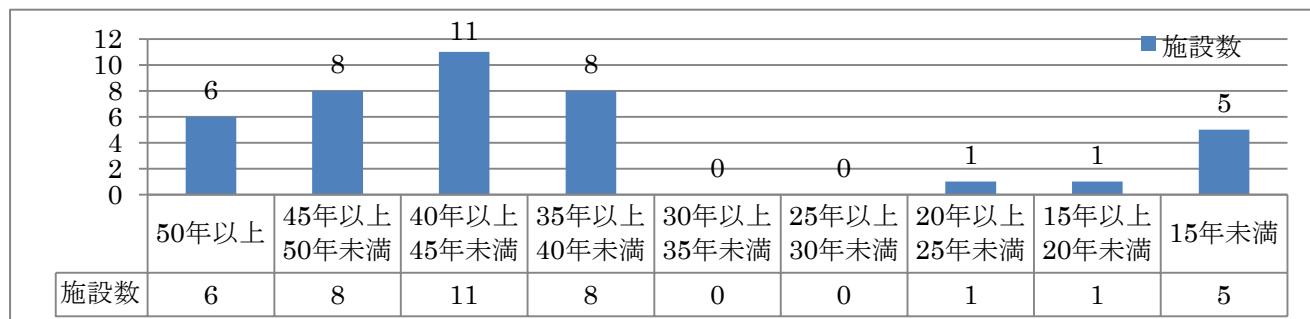
引き続き、「世田谷区公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」や「再整備方針」に基づき、老朽化の進む区立保育園（築35年以上）を計画的に再整備し、効率的かつ効果的な手法で着実に保育施策を推進する必要がある。しかしながら、適切な代替地（保育施設整備の適地）や閉園時の転園先の確保に課題があり、再整備対象園の絞込みがなかなか進まない現状がある。

【区立保育園の施設数及び定員数の想定】 ※平成30年4月1日現在の認可定員は、4,771名



【区立保育園の築年数】

※平成30年4月現在、再整備対象園10園は除く



3 未来に向けた区立保育園のあり方

(1) 未来に向けた区立保育園のあり方と方向性

保育施策の取組みにおける課題を踏まえ、「再整備方針」の「区立保育園の役割」を見直し、「未来に向けた区立保育園のあり方」と「3つの方向性」を定める。

区立保育園は、地域における身近な公設の児童福祉施設（保育所）として、「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を行政の責任のもと担い、すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障する。

方向性①：保育の質の維持・向上に取り組み、保育・幼児教育の充実を図る。

方向性②：支援が必要な子どもや家庭へのサポートをより一層、推進する。

方向性③：在宅子育て家庭への支援を充実させることで、子育てしやすい地域づくりに取り組む。

(2) 「あり方」の実現に向けて

【考え方】

- ① すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障するためには、保育施設がネットワークで繋がり、子育て家庭への支援や保育の質の維持・向上に取り組むことが重要であり、さらに「予防型施策」に重点を置き、効果的に保育施策を展開する必要がある。
- ② 区立保育園が公的なセーフティネットとしての事業を継続的に展開するには、保育施設の指導、支援、認可を行う自治体として、保育施設を直接運営し、保育スキルや専門性の向上を図りながら、保育士を育成しなければならない。また、区立保育園の職員は、区の施策を中心となって担うべき財産であり、今後は、これまで以上に、区立保育園の職員一人ひとりが公的な児童福祉施設の役割をしっかりと認識しながら取り組む必要がある。
- ③ 「保育所保育指針」の改定により、保育所保育に幼児教育が積極的に位置づけられ、乳幼児教育をさらに充実するには、これまで以上に幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の関係機関が連携を図りながら、地域における子どもの育ちに取り組む必要がある。
- ④ 高齢者や障害者、子育て家庭等が、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、包括的・継続的なケアを提供する仕組みとして地域包括ケアシステムの構築を推進しており、地区単位で相談支援体制の充実を進めている。
- ⑤ 未就学児童の増加、待機児対策による民間保育施設の急増や地域によっては民間保育施設が多く存在している等、「地域」において行政に求められる取組みは多岐にわたり、複雑化、多様化している。



- 予防型施策に、より重点をおきつつ、すべての子ども一人ひとりの育ちをきめ細やかに支えるには、これまでの「地域」単位の考え方方に加え、最も身近な行政単位である「地区」ごとに、公的なセーフティネットとしての役割を担う施策を展開する必要がある。
- 今後は、未来に向けた区立保育園のあり方を踏まえ、3つの方向性により、地域・地区において公的なセーフティネットとしての役割を担うための事業を展開し、きめ細やかな保育施策を実施する。

【地域・地区における区立保育園の事業展開】

- 「地域」ごとに保育施設間のネットワークの中心としての役割や在宅子育て支援を担う「拠点園」を整備し、「地区」ごとに「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を担う事業を展開することを基本とする。
- 保育施設の配置状況や未就学児童数から「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割が担える規模、また区立保育園を設置していない地区への支援方法等を勘案し、地区内の区立保育園の配置を検討した上で、概ね築35年以上となる区立保育園の再整備を進める。

4 未来に向けて区立保育園が果たすべき役割（具体的な取組み）

子ども計画に定める「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現のため、今後も、区立保育園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業等が協力しあい、一体となって保育施策に取り組みながら、区立保育園は、未来に向けて主に「3つの方向性」に基づき「6つの役割」を果たすこととする。

（1）保育の質の維持・向上

地域・地区の中心となり、すべての保育施設と連携・協力しながら、「保育の質ガイドライン」に基づき、地域全体の保育の質の維持・向上に努める。

① 地区における保育施設への支援体制の強化

引き続き、保育課（保育士・看護師等）が区内の保育施設へ訪問し、必要に応じて指導・助言を行う「巡回指導相談」を継続的に実施するとともに、日々の交流の中で、地区内のすべての保育施設から保育等に関する相談を受ける体制を整備するため、各地区の区立保育園を「サポート一園」として指定し、支援体制の強化を図る。

② 「地域保育ネット（保育施設間のネットワーク）」の活動強化

各地域の拠点園が、地域における保育施設間の交流、先進事例や課題解決方法の共有等の中心を担い、地域全体の保育の質の維持・向上に向けたコーディネートを行う。現在、各地域で取り組んでいる「地域保育ネット（保育施設間のネットワーク）」において、区立保育園が事務局機能を担い、その中心となって活動を強化していく。今後は、指導権限が移行される認可外保育施設へも参加を呼びかけ、区内全保育施設の質の向上につなげていく。

（2）より質の高い教育・保育の提供

地域・地区における教育と保育の連携を進め、より質の高い教育・保育が提供できるよう、柔軟さを持ちながら、先進的に取り組む。

① 質の高い乳幼児教育のための研究

保育士等の専門性をより高めるために、大学や地域の社会資源、医療機関等と連携しながら、先進的な取組みや福祉的な課題に関する共同研究等を行う。

区立認定こども園との連携を進め、保育教諭と保育士の交流等を行うとともに、より質の高い教育・保育の提供ができるよう、資質の向上に向けて協働する。

研究会等を通じて得た成果を他の保育施設や幼稚園等と共有し、乳幼児教育や保育の質の維持・向上に努める。今後、レッジョエミリア等の先進的な乳幼児教育の手法を世田谷区の保育にどのように取り入れるか、新教育センターで事業展開される乳幼児教育支援センターと連携をとりながら検討し、研究する園を指定する等して、より質の高い教育・保育を提供する。

② 幼児教育・保育推進ビジョンの実践

現在、教育委員会と連携して取りまとめた幼稚園・保育所等における教育・保育と小学校教育の円滑な接続のためのアプローチ・スタートカリキュラムのモデル園として区立保育園が1園指定されており、実践を行う中で、乳幼児教育アドバイザーに入

ってもらい助言、アドバイス等を受けながら進めている。平成30年8月には教育委員会と合同で実践発表会を行い、今後カリキュラムの改訂作業を進めていく。平成31年度（2019年度）以降は、幼児教育・保育推進担当課と協力しながら、アプローチ・スタートカリキュラムを区立保育園全園で実践する。

- ※ アプローチカリキュラム：幼稚園・保育園から小学校へと変わる環境に対し、子どもたちが適用していける力を身に付け、小学校入学への期待や希望が持てるように教育・保育活動を充実させることを目的として作成したカリキュラム。
- ※ スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所等での遊びや生活を通して学びと育ちを基礎として、新しい学校生活で主体的に自己を發揮していくことを目的として作成したカリキュラム。

③ 体系的なキャリア形成による保育の実践

計画的な人材の育成を目的として、体系的な研修の実施により保育士等の専門性の向上を図りながらキャリアアップに取り組む。また、区立保育園において、保育の質のガイドラインを活用した園内研修やそれに基づく保育を実践し、公開保育等を通じて地域・地区の私立保育園等に広め、より質の高い教育・保育が区内の全施設で提供できるよう取り組む。

④ 保育士人材確保と保育士のスキルアップ機会の提供

保育士不足の解消や潜在保育士の活用を図るため、区立保育園での保育実習や保育体験を計画的に受け入れる。また、民間保育施設との人材交流研修を通じて、保育士のスキルアップ機会を提供することで、保育士等の離職防止や定着化支援を行う。

（3）支援が必要な家庭の早期発見及び対応

児童虐待の予防や早期発見・対応のため専門性や対応力を更に高め、関係機関と協働・連携しながら、早期の対応と継続的な見守り・支援を行う。

① 緊急保育・一時預かり保育の充実

保護者の疾病や出産等により緊急で保育が必要となった家庭への緊急保育について、すべての区立保育園での受入を拡充する。また、地域の子育て支援の充実を図るためにあたり、拠点園において、一時預かり保育による柔軟な受け入れを検討する。

② ソーシャルワーク機能の充実

地域における身近な公設の児童福祉施設として、社会的孤立への支援や生活の自立への支援等を視野にいれながら、関係機関との連携強化を図り、事例研究や研修等により、職員のソーシャルワーク機能をより高めるための取組みを行う。

（4）配慮を必要とする子どもや保護者への支援

障害や疾病等により、特別な配慮や医療的ケアを必要とする児童の受け入れを関係機関と協力して進め、そのノウハウを区内の保育施設と共有し、広めることで、保護者の就労を支える体制づくりを進める。

① 障害のある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

引き続き、障害に関する専門機関から専門職の派遣や支援を受けながら、配慮が必要な子どもや障害のある子ども・家庭への支援を行うとともに、職員の専門性やスキ

ルの向上により一層努める。また、「地域保育ネット（保育施設間のネットワーク）」等を通じて、特性に応じた保育の実施方法や個別支援等を地域・地区の保育施設と共有し、専門性やスキルの向上に努める。

② 指定園における医療的ケアが必要な子どもの受け入れ

各地域の指定園にて、医療的ケアが必要でかつ集団保育が可能な子どもの受入を進める。また、専門性の高い研修を通して、職員の支援技術の向上に努め、より一層、医療的ケアについて理解を持ちながら、保護者の就労を支える体制づくりを進める。

（5）地域子育て支援機能の充実

地域・地区の実情や子育てに関するニーズの把握に努め、子育てに関する高い専門性やノウハウを在宅子育て家庭も含めた子育て家庭全体に提供することで、地域で安心して子育てしやすい環境づくりを進める。

① ひろば事業の実施

各地域の拠点園においてひろばを設置し、地域とつながりながら区立保育園が持つ豊富な人材・経験・専門性を十分に生かした在宅子育て支援の充実を図ることで、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。また、研修等によりソーシャルワーク機能をより高め、支援が必要な子どもや家庭の早期発見、関係機関への連携へつなげる。

② 既存の子育て支援事業の見直し及び充実

各地区において、子育てに不安を抱えている保護者を個別的かつ継続的に支援し、安心して子育てを楽しめるよう、既存の子育て支援事業の実績を踏まえ、子育て支援の実情やそのニーズを把握した上で、事業の見直し及び充実を図る。

（6）災害時や緊急時におけるセーフティネット

特別な事情により保育を必要とする場合の緊急保育の拡充や罹災時の応急保育、他の保育施設で保育が困難になった際の支援体制づくりを行う。

① 災害時の応急保育の実施

社会基盤が大きく毀損される震災等の災害が発生した状況下で、道路・交通機関が通常の機能を果たせず、ライフラインも広域に渡って異常をきたすことにより、通常保育とは異なる環境下での保育を応急保育と規定する。応急保育は自施設の園児を対象に、通常外の環境に置かれた下で、通常とは異なる施設、職員により運営する形態であるが、状況によっては在園児以外の保護や保育も行う緊急・臨時的なケースも想定されるため、各機関等との連携や支援体制を整備する。

② 緊急事態への対応及び支援

緊急時や不測の事態などにより、保育施設での保育の実施が難しくなった場合等の区立保育園による支援体制を整備する。

③ 緊急保育の拡充 ((3) 支援が必要な家庭の早期発見及び対応(再掲))

5 今後の区立保育園の再整備の進め方

(1) 再整備対象園の選定と整備手法

従前の「再整備方針」を踏まえ、今後、計画的に年数の経過により老朽化した区立保育園を施設更新しながら、未来に向けた区立保育園のあり方と方向性を踏まえた保育施策を推進するために、新たな再整備の手法を定める。

地区内における保育施設の配置状況や未就学児童数から「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割が担える規模や区立保育園がない地区への支援方法等を総合的に勘案し、地区内の区立保育園の配置を検討した上で、概ね築35年以上となる区立保育園を対象に、再整備対象園を選定することを基本とする。

今後は、従前の「再整備方針」で整備手法として定めた「代替地再整備方式」と「閉園後再整備方式」に加え、地区内において区立保育園の配置が必要と判断される場合は、「世田谷区公共施設等総合管理計画」に基づく長寿命化改修を検討し、「内外部大規模改修方式」による整備を行う。その際は、将来経費を含めた費用対効果を検証した上で、より質の高い教育・保育を提供できるよう保育環境や機能等の向上を図る。ただし、長寿命化改修を検討した結果、躯体等の状況により、困難と判断される場合は、築65年を目処に改築を検討する（他機能との合築による複合化も検討）。

なお、地域の子育て支援や保育施設間のネットワークの中心的な役割を担う「拠点園」の整備については、未整備である烏山地域の整備計画までとし、従前の「再整備方針」の中で、拠点園の機能を補うために必要に応じて整備するとしていた「サブ拠点園」の整備は行わないこととする。

整備対象園の選定と整備手法			施設整備の手法
概ね築35年以上となる区立保育園	選定の基準		
	地区内に配置が必要と判断される場合	長寿命化改修が可能と判断される園 ※1	⇒ 内外部大規模改修方式
		周辺に代替地(保育施設整備の適地)が確保できた園※2	⇒ 代替地再整備方式
	地区内に複数配置されており、配置を見直す場合	計画発表後に入園する児童の転園先(原則として区立保育園)が確保できる園	⇒ 閉園後再整備方式

※1 築65年での改築または長寿命化改修を検討し(築45年次の中長期保全改修工事時に躯体調査を実施し、長寿命化に伴う物理的データの取得を行い、その後の社会的ニーズを含め判断)、可能な建物は長寿命化改修により、想定使用年限を越えて使う。リノベーションなど機能向上を図る場合は、将来経費予測を含めた費用対効果を重視する。

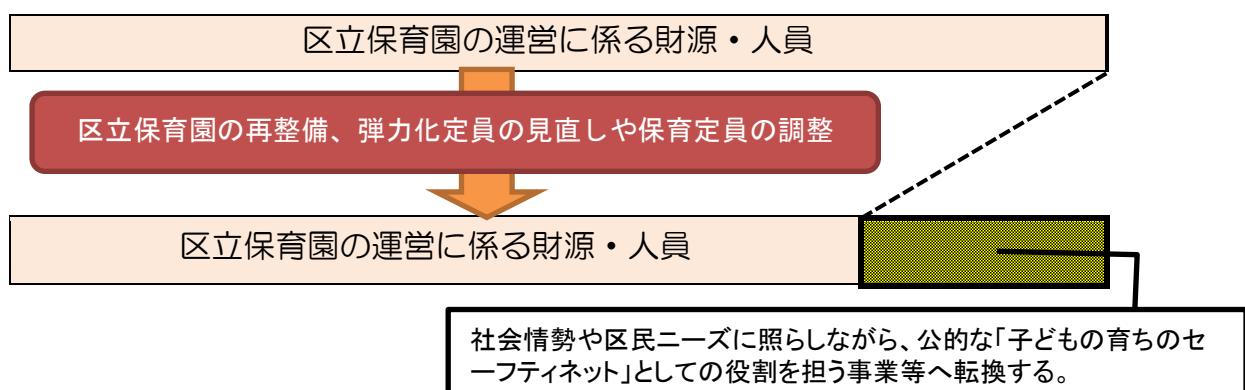
※2 地区内の配置によっては、複数の園を代替地に整備する区立保育園に統合する場合もある。

(2) 区立保育園の運営にかかる財源や人員の機能転換

今後も、区立保育園、私立保育園、認定こども園、小規模保育事業等が協力しながら、それぞれの役割や特長を踏まえ、区の財政負担の相違も考慮しながら、待機児童対策や多様な保育、在宅子育て支援などの施策をより効率的・効果的に推進していく。

区立保育園においても、保育待機児童の解消に向けて、約400人の定員弾力化に取り組んできたが、今後、区立保育園の役割として、公的な「子どもの育ちのセーフティネット」の事業を重点的に展開するためには、区立保育園の計画的な再整備の実施（移転・統合・閉園）や弾力化定員の見直し、保育定員の調整等により財源、人員を生み出し、社会情勢や区民ニーズに照らしながら、必要な体制整備を図っていかなければならぬ。

しかしながら、依然として待機児童の解消には至っていない現状もあり、平成32年（2020年）4月までの待機児童解消に向け、区立保育園も含めて21,584人分の保育総定員の確保を計画しているため、当面はこの計画に基づき取組みながら、次期「子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で、地域ごとの保育需要等をより細かく分析しながら、区立保育園の弾力化定員の見直しや保育定員の調整を検討する。



(3) 計画的な個別計画の検討と決定

新たな個別計画については、再整備対象園の選定における基本的な考え方に基づき、5年毎の「子ども・子育て支援事業計画」の策定の中で、保育施設の総定員数や民間保育施設等の整備計画、再整備対象園の定員等との整合性を図りながら検討し、決定する。

なお、移転・統合・閉園は、保育環境の変化が伴うため、原則として、計画決定時に在園する児童の卒園を待って実施する（5～6年程度の期間を要する）。そのため、統合後の保育定員や区立跡地の活用方法等は、次々期計画策定時に具体的な検討を行う。

決定後は、速やかに対象園の保護者に周知するとともに、広く区民にも周知し、入園を希望する保護者が再整備計画の内容を踏まえて、希望園を選択できるよう、可能な限り次年度の入園申し込み時期に間にあうよう案内する。

また、入園内定時に、在園中に移転・統合・閉園する旨を改めて通知するとともに、

閉園時には、転園枠を確保できる周辺の保育園（原則として区立保育園）に選考のうえ転園となる旨も、あわせて案内する（希望者の中で園決定の選考を行う）。

